

令和6年度つくば市狩猟免許等取得補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、令和6年度つくば市狩猟免許等取得補助金（以下「補助金」という。）の交付について、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、地域の有害鳥獣捕獲の担い手を確保し、生活環境被害又は農業被害の防止を図り、もって市民の財産の保全に寄与することを目的として交付する。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新たにわな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許又は猟銃所持の許可（以下「狩猟免許等」という。）を取得する者。ただし、新たに第一種銃猟免許、第二種銃猟免許又は猟銃所持の許可を取得する者にあつては、補助金の交付の申請日の年齢が65歳以下の者に限る。
- (2) 一般社団法人茨城県猟友会桜支部、谷田部支部、筑波支部又は竜ヶ崎支部荃崎分会に5年以上継続して所属し、かつ、有害鳥獣の捕獲活動に従事することを確約した者。ただし、新たにわな猟免許を取得する者を除く。
- (3) 市内に住所を有する者
- (4) 過去に狩猟事故及び狩猟違反がない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象経費及び補助率等は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度つくば市狩猟免許等取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を

添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 一般社団法人茨城県猟友会桜支部、筑波支部、谷田部支部又は竜ヶ崎支部
茎崎分会に5年以上継続して所属し、かつ、有害鳥獣の捕獲活動に従事する
ことの確約書
- (2) 一般社団法人茨城県猟友会に対する所属状況に関する調査への同意書
- (3) 過去に狩猟事故及び狩猟違反がない者であることの誓約書

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和6年度つくば市狩猟免許等取得補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該補助金の交付対象になった経費に変更が生じたとき、又は中止しようとするときは、速やかに令和6年度つくば市狩猟免許取得補助金変更・中止・申請書（様式3号）を提出して、市長の承認を受けなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第8条 第7条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認するときは令和6年度つくば市狩猟免許等取得補助金事業変更承認通知書（様式第4号）により、承認しないときは令和6年度つくば市狩猟免許等取得補助金事業変更等不承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、補助事業を完了したときは、速やかに令和6年度つくば市狩猟免許等取得補助金実績報告書（様式第6号）に別表2に掲げる関係書類を添付し、令和7年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う調査に

より、補助金の交付決定の内容等に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、令和6年度つくば市狩猟免許等取得補助金額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助金の確定通知を受けた者は、令和6年度つくば市狩猟免許等取得補助金交付請求書（様式第8号）により補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（その他）

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

わな免許補助関係

種別	対象経費	補助率等
わな猟免許	一般社団法人茨城県猟友会による狩猟免許試験予備講習に要する受講料	対象経費の 100 分の 100
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。)第 41 条の規定による狩猟免許の申請に要する手数料	
第一種銃猟免許若しくは第二種銃猟免許又は猟銃所持許可	一般社団法人茨城県猟友会による狩猟免許試験予備講習に要する受講料	対象経費の 100 分の 50。 ただし 3 万円 を限度とする。
	鳥獣保護管理法第 41 条の規定による狩猟免許に申請に要する手数料	
	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号。以下「銃刀法」という。)第 5 条の 3 第 1 項の規定に要する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習に要する受講料	
	銃刀法第 9 条の 5 第 2 項の規定による教習資格認定申請に要する手数料	
	火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 条)第 17 条第 1 項の規定による猟銃用火薬類等譲受許可申請に要する手数料	
	銃刀法第 9 条の 5 第 1 項の規定による射撃教習に要する手数料	
	銃刀法第 5 条の 4 第 1 項の規定による猟銃の操作及び射撃に関する技能検定受験に要する手数料	
銃刀法第 4 条第 1 項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可申請に要する手数料		

別表 2 (第 9 条関係)

種別	添付書類の種類
わな猟免許	鳥獣保護管理法第 43 条に規定する狩猟免状の写し
	一般社団法人茨城県猟友会による狩猟免許試験予備講習受講料の領収書の写し
	鳥獣保護管理法第 41 条の規定による狩猟免許申請手数料の領収書の写し
第一種銃猟免許若しくは第二種銃猟免許又は猟銃所持の許可を取得した者	鳥獣保護管理法第 43 条に規定する狩猟免状の写し
	一般社団法人茨城県猟友会による狩猟免許試験予備講習受講料の領収書の写し
	鳥獣保護管理法第 41 条の規定による狩猟免許申請手数料の領収書の写し
	銃刀法第 7 条第 1 項に規定する猟銃所持許可証の写し
	銃刀法第 5 条の 3 第 1 項の規定に要する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習に要する受講料の領収書の写し
	銃刀法第 9 条の 5 第 2 項の規定による教習資格認定手数料の領収書の写し
	火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 条）第 17 条第 1 項の規定による猟銃用火薬類等譲受許可申請に要する手数料の領収書の写し
	銃刀法第 9 条の 5 第 1 項の規定による射撃教習に要する手数料の領収書の写し
銃刀法第 5 条の 4 第 1 項の規定による猟銃の操作及び射撃に関する技能検定受験に要する手数料の領収書の写し	
銃刀法第 4 条第 1 項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可申請に要する手数料の領収書の写し	